

○ つくばハピネスライフ研究グループデータ利活用委員会設置要項

〔 令和 5年5月19日
つくばデジタルバイオ国際拠点 〕

（目的）

- 1 つくばデジタルバイオ国際拠点（以下「拠点」という。）は、拠点において実施する「つくばハピネスライフ研究」にて収集されるデータの適正な管理と有効な活用を推進するため、拠点内につくばハピネスライフ研究グループデータ利活用委員会（以下「データ利活用委員会」という。）を置く。

（業務）

- 2 データ利活用委員会は、次に掲げる業務を行う。
 - （1）つくばハピネスライフ研究、およびそのデータを二次利用する研究（以下「二次利用研究」という。）のデータ管理とセキュリティ対策の方針策定
 - （2）二次利用研究の研究計画に関する指導および審査
 - （3）二次利用研究の実施の承認および進捗管理
 - （4）その他、つくばハピネスライフ研究の運営とデータ利活用に関する事項

（組織）

- 3 データ利活用委員会の構成と運営は次のようにする。
 - （1）データ利活用委員会の委員は、次の者を含むものとし、拠点プロジェクトリーダー（以下「PL」という。）が決定する。
 - ・つくばハピネスライフ研究の研究代表者・研究分担者より4名以上
 - ・データマネジメントに見識を有する者 1名以上
 - ・産学連携に見識を有する者 1名以上
 - （2）データ利活用委員会に委員長を置き、PLが指名する。
 - （3）委員長は二次利用研究の研究計画の提案を受けて委員会を主宰する。
 - （4）委員の任期はつくばハピネスライフ研究の研究期間終了までとし、研究期間終了からデータ保管期間終了までの体制については委員会において別途協議する。
 - （5）委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の出席を求めることができる。
 - （6）その他の事項は委員の合議により決定する。

（事務）

- 4 データ利活用委員会に係る事務は、医学医療エリア支援室（共創の場事務局）が行う。

附 記

この要項は、令和5年5月19日から適用する。